

佐賀県規則第15号

佐賀県立自然公園条例施行規則及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県立自然公園条例施行規則(昭和49年佐賀県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8)～(46) 略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8)～(46) 略</p>

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成15年佐賀県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p>

改正前	改正後
<p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(I) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設</p> <p>(オ)～(ヌ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国の機関又は地方公共団体の行為）</p> <p>第38条 条例第50条第10項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（<u>堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。</u>第38条において同じ。）その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(I) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（<u>樹林帯を除く。</u>）</p> <p>(オ)～(ヌ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国の機関又は地方公共団体の行為）</p> <p>第38条 条例第50条第10項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。</p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。</p> <p>(5)～(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。